

社会福祉法人東和仁寿会役員等報酬規程

(平成30年5月26日 規程第9号)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東和仁寿会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、理事、監事、及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、理事長に支給する。

2 理事長以外の役員等には、役員報酬を支給しないものとする。

(報酬の支給)

第3条 理事長に対し、次の表により報酬を支給するものとする。

区 分	報酬の額	支 給 基 準
理事長	月額 100,000円	週3回以上の出勤を原則とする。 (関係機関及び団体等の諸会議や行事への出席も含む)

2 理事長に対する報酬は、翌月の10日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に汰ある場合には、それぞれ繰り上げて支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示または理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、職員の旅費に関する規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

業務内容	費用弁償額
理事会 評議員会 評議員選任・解任委員会 その他（理事長が認めた場合）	1回につき5,000円とし、同日に複数の会議に出席した場合は8,000円とする。
内部監査	1日につき8,000円とし、半日の場合は5,000円とする。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1 この規程は、平成30年7月1日から施行する。

2 役員等の費用弁償に関する規程（平成元年規程第1号）は廃止する。

附 則 （令和7年規程第6号）

この規程は、議決の日から施行し、令和7年6月12日から適用する。